



このリーフレットは、県立特別支援学校への就学を検討されているみなさまに向けて作成しています。

お子様の就学に向けたこの一年間のおおまかなスケジュールや必要となってくる手続きについてまとめています。

就学を検討される際の参考にしていただくことを願って作成したのですが、ご質問やご相談等につきましては、ぜひお気軽に学校教育課にご連絡ください。

連絡先

西海市教育委員会学校教育課

電話番号 0959-37-0078



令和7年度4月に開校する県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）は、主として「知的障害」のお子様を対象とする特別支援学校です。

知的障害のあるお子様を教育する特別支援学校では、きめ細かな指導により、お子様一人一人の自立への意欲を引き出し、明るく、たくましく生きる教育を行います。

小学部では、基礎学力や社会性の育成に努め、豊富な体験活動の積み重ねにより、基本的な生活習慣や人間関係の形成につなげます。

中学部では、働く意欲や技能を身につけ、積極的に社会参加をする力を養います。

～長崎県教育委員会発行「明るく元気に生き生きと」より～

発行	令和6年9月
発行元	西海市・西海市教育委員会
所在地	西海市教育委員会学校教育課 〒857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920 番地 1 2 電話番号 0959-37-0078
	西海市保健福祉部福祉課 〒857-2392 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 2278 番地 1 電話番号 0959-37-0025



県立特別支援学校への就学を 検討されているみなさまへ



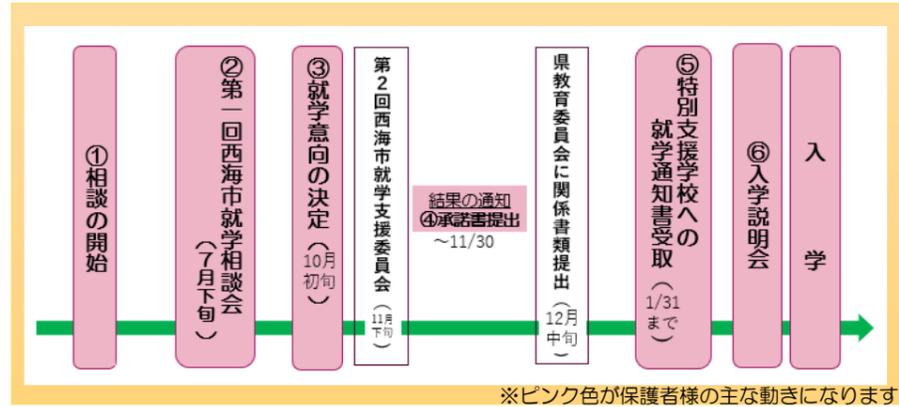
～西海市立大瀬戸中学校～
令和7年4月 県立時和特別支援学校
西彼杵分校（小・中学部）開設予定地



西海市・西海市教育委員会

現在、未就学のお子様がいいらっしゃる保護者様へ

■就学までの流れについて



■諸手続きについて

4月～

①就学相談

西海市就学相談 → 幼児教育相談 (任意・年長児のみ)

○相談窓口：西海市教育委員会学校教育課 (電話 0959-37-0078)

○対象：西海市内の年少、年中、年長児の保護者様

○時期：通常5月から随時受付を行っています。

※西海市就学相談及び幼児教育相談についての詳細をお知りになりたい方は、お気軽に学校教育課にお電話ください。

～10月初旬

②就学意向の決定

本市では就学支援委員会を年3回実施しております。特別支援学校への就学については、第1回または第2回西海市就学支援委員会において判定を受けることが必要です。西海市就学支援委員会は、例年、第1回を8月中旬、第2回を11月中旬に実施しております。そのため、就学意向については、10月初旬までに決定していただくことが必要です。

※開催期日は確定次第連絡いたします。

～11月30日

③承諾書の提出

就学支援委員会の結果を受けて、西海市教育委員会から保護者様に審査判定書を送付いたします。通知内容に同意の場合は承諾書を提出いただきます。

④就学時健康診断

日時・場所は、西海市教育委員会から保護者様宛に通知いたします。

～1月31日

⑤特別支援学校への就学通知書受取

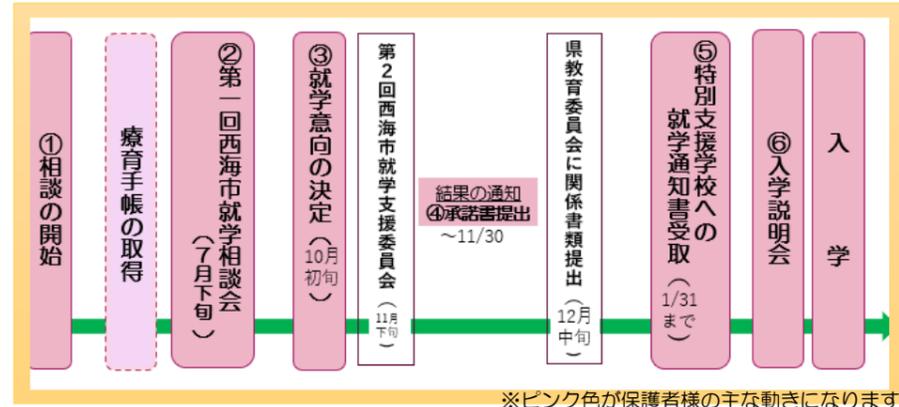
長崎県教育委員会から入学期日等の通知が届きます。

⑥入学説明会

入学に向けた諸準備等の説明があります。お子様と一緒に参加ください。

現在、小学生・中学生のお子様がいいらっしゃる保護者様へ

■就学までの流れについて



■諸手続きについて

4月～

①相談の開始

県立特別支援学校への就学を検討されている保護者様は、在籍している学校にご相談ください。

②西海市就学相談会

適切な就学のために、障がいの程度や発達段階等を的確に把握するとともに、保護者様と十分な相談を行い、障がいや就学等についての理解を深めます。

○相談窓口：在籍している学校に、**6月中旬ごろまでに**ご相談ください。

○対象：特別支援学校への就学及び転学等を考えているお子様とその保護者様

※発達検査を実施します。ただし、過去1年間発達検査を受けていない場合に限ります。

○期 日：例年7月下旬

※開催期日及び開催場所は学校を通じて連絡いたします。

～10月初旬

③就学意向の決定

本市では就学支援委員会を年3回実施しております。特別支援学校への就学については、第1回または第2回西海市就学支援委員会において判定を受けることが必要です。西海市就学支援委員会は、例年、第1回を8月中旬、第2回を11月中旬に実施しておりますそのため、就学意向については、10月初旬までに決定していただくことが必要です。

※開催期日は学校を通じて連絡いたします。

～11月30日

④承諾書の提出

就学支援委員会の結果を受け、西海市教育委員会から保護者様に審査判定書を送付いたします。通知内容に同意される場合は承諾書を提出いただきます。

～1月31日

⑤特別支援学校への就学通知書受取

長崎県教育委員会から入学期日等の通知が届きます。

⑥入学説明会

入学に向けた諸準備等の説明があります。お子様と一緒に参加ください。

療育手帳について

■療育手帳とは

知的障がいのある方が、一貫した支援・相談や各種援助を受けやすくするために交付されるものです。

市役所福祉課で申請し、直接、県の審査判定機関に出向き審査を受け交付決定されるもので、「障がいの程度」により最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」の区分があります。

■申請に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・調査票
- ・証明写真
- ・個人番号を確認できる書類と身元確認書類

※申請書・調査票の用紙は市役所福祉課及び市民課、各総合支所市民課にあります。

■申請手続きについて

申請してから手帳が交付されるまでの期間は、通常は1～2か月程度とされます。(半年ほどかかる場合も有)また、障がいの程度によっては、申請しても、取得できない場合もありますので、早めに手続きを始めることをお勧めします。

■すでに手帳をお持ちの方へ

現在、手帳をお持ちの方でも、下記の場合は手続きが必要ですので、ご確認ください。

- ・「障がいの程度」を変更するとき
- ・次の判定月に近づいたとき
- ・住所、氏名、保護者が変わったとき
- ・手帳を紛失、破損したとき

※療育手帳のことについて、詳細をお知りになりたい方は、西海市保健福祉部福祉課にご連絡ください。(電話 0959-37-0025)
※右の二次元コードからは、西海市のホームページにアクセスすることができます。



学校教育法施行令 第二十二條の三について

特別支援学校への就学が適切であるかどうかを判定する際に、一つの基準として用いられるのが、「学校教育法施行令の第二十二條の三」です。

ここでは「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」の5つの障害種について、それぞれに定められています。例えば、「知的障害」については以下のように記されています。

～知的障害～

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
学校教育法施行令の第二十二條の三より